平成２１年（フ）第６０１６号
大阪市西成区花園北１丁目６番18号
破産者　村坂　英一
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４７号
大阪市西区南堀江３丁目13番18号　ヴィテイユメゾン成尾803
破産者　髙重　英樹
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９４３号
大阪府東大阪市中新開２丁目２番33号　クランエストヨシタ801号
破産者　高宮　俊幸
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８８９号
大阪府豊中市利倉東１丁目６番63号
破産者　伏木　國弘
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５９１号
大阪市東淀川区大道南２丁目25番26号　リバティーひかり303号
破産者　井上　　寿
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５４号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ２―406号
破産者　尾上　篤史
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４１号
大阪市平野区平野市町２―１―６、住民票上の住所大阪市淀川区田川１丁目５番19号
破産者　原田　　敦
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１６１号
大阪府富田林市寺池台１丁目９番206―411号、前住所和歌山県橋本市隅田町下兵庫653番地の10
破産者　野呂　誠一
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
兵庫県宝塚市星の荘２番10号　谷添マンション203
破産者　坂口　裕士
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３９９号
兵庫県川辺郡猪名川町万善字一本松２番地の24
破産者　向商事こと　向　　修一
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４０１号
兵庫県川西市萩原台西１丁目217番地
破産者　芦谷　雅美
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５６２号
兵庫県西宮市中須佐町９番８―602号
破産者　亀尾　仁美
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１１号
兵庫県西宮市高座町14番45―409号
破産者　小西　明枝
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０９号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目20番地の16ジュネスタカラ101
破産者　山本慎太郎
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２３号
兵庫県尼崎市大島３―19―８―404、住民票上の住所大阪府豊中市北条町２丁目７番20号
破産者　藥師寺建行
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５号
岡山県津山市小田中42番地１
破産者　安東　博徳
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第２４９号
香川県小豆郡土庄町渕崎字植松甲2071―20、住民票上及び開始決定時の住所香川県小豆郡土庄町上庄1898番地
破産者　小西　広道
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第２５０号
香川県小豆郡土庄町渕崎字植松甲2071―20、住民票上及び開始決定時の住所香川県小豆郡土庄町上庄1898番地
破産者　小西　武子
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第２９０号
高知県土佐清水市下益野386番地、開始決定時の住所香川県高松市松縄町497番地４
破産者　池　　幸夫
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係